

令和2年度 広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会
(西部建設事務所管内【西ブロック】) 議事概要

【開催】

令和2年度の広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各協議事項について文書により委員に諮ることとし、令和2年6月15日付けで開催した。

【協議事項】

別紙「令和2年度広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会協議事項について(西部建設事務所管内【西ブロック】)」のとおり

【決定事項】

- ・ 国の緊急行動計画を受けた広島県の2020年度の取組事項及び取組方針の見直しについて了承した。
- ・ 規約の改正をした。

【意見】

○ 国の緊急行動計画を受けた広島県の2020年度の取組事項について【資料1及び補足資料】

- ・ 坂町： 計画的かつ着実な河川整備について、「河川整備計画の早期策定」、「確率降雨強度式の見直し」、「ボトルネック部（JR橋等）の解消」、「土砂洪水流への対応」、「中小河川における浸水想定区域図の作成」の5点に取り組んでいただきたい。
- ・ 広島県土木建築局： 計画的かつ効果的な事前防災対策の実施に向けて、県内全県管理河川の再点検を行ったうえで整備優先度評価を行い、次期川づくり実施計画の策定を進めているところである。
土砂・洪水氾濫については、近年の洪水において特に顕在化しているため、今後の技術開発や国の動向等を注視しながらその対策や維持管理手法について検討していく必要があると考えている。
また、平成30年7月豪雨のように計画を上回るような洪水が生じた場合、適切な避難を確保し被害を最小限に抑えるため、よりきめ細やかな水害リスク情報の提供は非常に重要であることから、今年度より小規模河川の浸水想定区域図の作成に向けて検討を進めているところである。

令和2年度広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会

協議事項について（西部建設事務所管内【西ブロック】）

1 協議事項

（1） 国の緊急行動計画を受けた広島県の2020年度の取組事項について【資料1及び補足資料】

平成31年1月に改定された「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を受けた広島県の2020年の取組として、国・県・市町を主体としたそれぞれの取組事項について協議する。

（2） 広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針（案）について【資料2】

取組方針は、平成29年度に策定し令和元年度に見直したところであるが、それ以降の取組の状況を踏まえて時点修正を行うとともに、資料1-1の中から新規の取組事項等を取り入れる等、フォローアップを行う。なお、令和2年度からの新規取組事項は朱書きしている部分である。

また、資料2（別紙）は令和2年5月28日時点の情報に更新した。

（3） 規約の改正について【資料3-1, 3-2】

協議会構成員である市町の組織改編等に伴う所要の改正を行う。改正箇所は別表3であり、下線を引いてある箇所である。

2 添付資料

- ・【資料1】：国の緊急行動計画を受けた広島県の2020年度の取組事項
- ・【資料1（補足資料）】：広島県の取組事項に関する説明
- ・【資料2】：広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針（案）
- ・【資料2（別紙）】：危機管理型水位計及び河川監視カメラの配置について
- ・【資料3-1】：規約改正（案）
- ・【資料3-2】：新旧対照表